

武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）

はじめに

いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題であることから、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、武蔵村山市（以下「市」という。）、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に深く傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、市の全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、毅然とした指導を行い、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

(1) いじめに関する児童・生徒の理解を深める

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するために、道徳の授業や人権教育を充実させ、おもいやりの心を育むとともに、児童会や生徒会などの児童・生徒の主体性ある活動を支援し、自らが「いじめを生まない、許さない学校」を実現させる

主体者であることを自覚させる。

(2) いじめられた児童・生徒を守る

いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) いじめを知らせた児童・生徒を守る

児童・生徒がいじめを知っても、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を組織的に守り通すとともに、周囲に児童・生徒の発信を促すための児童・生徒の主体的な取組を支援する。

(4) 学校一丸となって取り組む

教員一人一人のいじめ問題に対する鋭敏な感覚と的確な指導力及び対応力を高めるとともに、学校全体の組織的な対応力の向上に取り組み、児童・生徒の規範意識を醸成し、社会性を育む。

(5) 社会総がかりとなって取り組む

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう規範意識を養う指導を行うとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合は、速やかに学校に連絡・相談し、学校によるいじめ防止等の取組協力するよう努める。

複雑・多様化するいじめの防止等には、保護者・地域・関係機関が連携し、社会総がかりで取り組む必要がある。

第2章 いじめ防止等のために市が実施する取組

市は、いじめを未然に防止し、早期発見に努めるため次に掲げる組織を設け、いじめ防止等取り組む。

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置（市条例第10条）

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会」を置き、協議する内容は、次のとおりとする。

ア 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

イ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

ウ その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(2) いじめ問題対策委員会の設置（市条例第11条）

教育委員会は、基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という。）を置

く。いじめ問題対策委員会は、次に掲げる事項を調査又は審議する。

ア いじめ防止等の対策の推進について調査又は審議

イ 教育委員会が行ういじめ防止等のための対策への意見具申

ウ 重大事態が発生した場合における、法第28条第1項に基づく調査

(3) いじめ問題調査委員会の設置（市条例第12条）

市長は、学校で重大事態が発生し、教育委員会より報告を受けた場合において又は重大事態の再発防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として武蔵村山市いじめ問題調査委員会（以下「いじめ問題調査委員会」という。）を置くことができる。

市では、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を考慮し、市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

いじめ防止等に関する具体的な取組

- ・「いじめ認知報告票」を基に学校と情報を共有し、いじめ解決に向けた指導・助言を行う。
- ・必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を行い、学校と一体となっていじめの解決に取り組む。
- ・児童館、学童クラブ、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員などと連携し、いじめ防止に係る取組を推進する。
- ・年次や職層に応じた教職員の研修を充実させ、校内研究等を通して広く教職員に周知する。
- ・いじめ防止のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及させる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。
- ・児童・生徒の努力の成果を顕彰する「教育のつどい」を通して、児童・生徒の自尊心や自己有用感を育む。
- ・いじめられた児童・生徒の安全を確保するために必要が認められる場合は、いじめた児童・生徒の保護者に対し出席停止を命じる。（「武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止措置の運用に関する要綱」参照）
- ・いじめによる重大事態が発生した際は、地域及び学校運営協議委員の代表やカウンセラーを中心として組織する「いじめ問題対策委員会」を開催し、重大事態の事実関係の明確化や原因の追及及びいじめ解決等の調査を行う。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する取組

学校は、当該学校におけるいじめ防止等のために、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める（法第13条）。

2 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第22条）。

3 未然防止

- ・ 道徳の授業や人権教育を充実させ児童・生徒一人一人の人権感覚を高め、思いやりの心を育むとともに、規範意識の醸成を図る。
- ・ 「いじめ標語」や「武蔵村山市いじめ追放アピール」を活用し「いじめは絶対に許さない」という雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・ 「武蔵村山市立学校 ぼくたち わたしたちの いじめ撲滅宣言」等を活用し、児童・生徒の自発的な取組を支援するとともに、読書活動・体験活動等の推進によりいじめに向かわない態度や能力を養う。
- ・ いじめ防止等のための校内研修を実施する。
- ・ ネット上のいじめ防止のための指導を充実させる。
- ・ 保護者会や家庭訪問、学校だよりなどにより家庭との連携を緊密にする。

4 早期発見

- ・ 丁寧な関わりと温かみのある人間関係を構築しながら、日頃の行動観察を行い、些細な変化を敏感に見取ることに努める。
- ・ 信頼関係に基づく、教育相談体制を確立する。
- ・ 東京都の「いじめ防止月間」に対応した定期的なアンケート調査を行うとともに、教育相談の実施等による早期の実態把握と、児童・生徒がいじめを訴えやすい組織体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報の共有を全教職員で行う。

5 早期対応

- ・ いじめを発見した場合は、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。

- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒を指導する（「いじめが起こったら」・「学校は何もしてくれない」フローチャート参照）。
- ・「いじめ認知報告票」を作成し教育委員会への報告を行うとともに、全教職員でいじめの実態について情報を共有し、具体的な対応策を「いじめ対応記録票」の作成とともに明らかにする。
- ・いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる指導をする。
- ・いじめをした児童・生徒の保護者への支援・助言を行う。
- ・保護者会等による保護者への情報提供を行う。
- ・関係機関や専門家等との連携及び相談を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、速やかに警察と連携する。

6 重大事態への対応

- ・いじめられた児童・生徒の安全確保を行う。
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・関係機関や専門家等との連携及び相談を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、速やかに警察と連携する。
- ・重大事態の発生を教育委員会に報告するとともに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会及び市の調査に協力する。

第4章 重大事態の発生と調査

1 重大事態とは

いじめにより、児童・生徒が生命、心身又は財産に重大な被害を受けた場合やいじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。

児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申立てがあった場合は、学校又は教育委員会が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。当事者（児童・生徒又は保護者）からの申立ては、学校が把握していない重要な情報の可能性があるため、調査を行わず重大事態ではないと判断しないこと。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教

育委員会は、重大事態の発生を市長に報告し、市長は議会に報告する。

3 調査の趣旨と主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止のために行う。

学校が行う調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に十分でないとき教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を行う。

なお、学校が行う調査であっても、教育委員会は、当該学校に対して必要な指導や人的措置など適切な支援を行う。

4 調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断した場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにいじめ問題対策委員会を招集する。

5 調査目的

この調査は、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするために行うものであり、民事・刑事上の責任等を追及する目的ではない。教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の再発防止を目的に行うものである。

6 調査結果の提供及び報告

教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。この情報提供に当たっては、教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

なお、調査結果について、いじめ問題対策委員会は、教育委員会に答申し、教育委員会は市長に報告する。

市長は、教育委員会から調査結果の報告を受けた場合において、重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、いじめ問題調査委員会を設置することができる。

市長は、いじめ問題調査委員会を設置したときは、市議会に報告する。

もしもいじめが起こったら・・・

～ フローチャートで示す 対応策 学校が今すぐすべきこと ～

- ◆学校いじめ防止対策推進基本方針の確認
- ◆校長、スクールカウンセラー等の全員面接

教師が認知

いじめを現認

- ①行為を止める。
- ②けがの有無を確認し、必要な処置を行う。
- ③事情聴取を行う。

留意事項

【いじめを現認】

- ☆可能な限り複数で対応する。
- ☆加害者には担任が、被害者には担任以外が対応する。

【事情聴取】

- ☆可能な限り複数で対応する。
- ☆昼休みや放課後等、授業に支障のない時間に行う。

【いじめを認めない場合】

- ☆いじめの対応は全て「いじめ防止対策推進法」に基づく行為であることを保護者に周知する。

事情聴取

- ①被害者、加害者同席で事実確認を行う。
- ②過去のいじめに関わる行為の有無を確認する。

いじめ対策委員会

- ①校内の「いじめ対策委員会」に報告する。

事情聴取

- ①被害者から事情を聞く。
 - ②被害者からの聴取を基に、加害者に事情を聞く。
- *事情聴取は全て個別に行う。

*内容を保護者に伝える際は、「話を聞いて」ところ・・・」「子供の話では・・・」など平易な言葉で丁寧に説明する。

本人又は第三者の情報

児童・生徒・保護者が

- いじめを認めない。
- いじめをやめない。
- 事情聴取に応じない。
- 保護者の協力を得られない。

いじめを認めた場合

- ①被害者に謝罪させ、今後二度と行わないように指導する。
- ②事実と指導内容を保護者に伝えることを確認し、両方の保護者に連絡する。

いじめを認めない場合

- ①他の児童・生徒から情報収集を行う。
- ②アンケートを行う。
- ③確認された事実に基づき、再度事情聴取を行う。
- ④事実と指導内容を保護者に伝えることを確認し、両方の保護者に連絡する。

いじめを認めた場合

- ①両者同席の場を設定し、被害者に謝罪させ、今後二度と行わないように指導する。
- ②事実と指導内容を保護者に伝えることを確認し、両方の保護者に連絡する。

【いじめ防止対策推進法】

- ◎第四条「いじめの禁止」
- ◎第八条「学校及び学校の教職員の責務」
- ◎第九条「保護者の責務等」
- ◎第十六条「いじめの早期発見のための措置」
- ◎第十九条「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」
- ◎第二十六条「出席停止制度の運用等」

☆いじめの事実について教育委員会・学校運営協議会に報告

いじめについて 保護者から「学校は何もしてくれない！」と訴えがあったときに・・・
 ～ フローチャートで示す 事例の類型と原因 学校が今すぐすべきこと ～

